3-(1)	農地活用に関する規制緩和
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	農地法
要望の 具体的内容	1. 株式会社による農地取得の条件緩和
規制の現状と 要望理由	・株式会社による農地取得は、農業生産法人等の形態を除き、事実上できない状況にある。 ・一方、今回の震災で被災した農地については、塩害あるいは放射能の影響度合いにより①今後農地として利用可能な箇所、②農地として利用が困難な箇所に大別することが必要である。 ・上記の内、農業に適さない土地は海岸に近いところが多いと推測されることから、風力発電等に活用することで有効利用が可能と考えられる。一方、農地として利用可能な箇所は、「特区」を設定し、従来の規制を撤廃することにより、株式会社等が海外と比べても同等の大きな規模での農業を行なうことで、国内の自給率を上げることを目標とすべきである。 ・このため、国が一旦農地を買い上げ、株式会社等の希望者に売却し、希望する元農業従事者を雇用する等の制度を構築することで、地域の復興のみならず、日本の再生にも大きく寄与するものと考える。
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省

3–(2)	食品表示規制の弾力的な運用
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	JAS法、食品衛生法
要望の 具体的内容	震災に関連し、加工食品と容器入り飲料水で、表示に関するJAS法、食品衛生法の運用が緩和されたところである(3/29加工食品、3/25飲料水)が、容器入り飲料水が特に条件がなくPOP表示等でよいとしているのに対し、加工食品では、「今般の地震によりやむを得ない理由で当該製品の原材料を緊急に変更せざる得ないもの」「包材の変更が一時的に追いつかない場合」「消費者に誤認を招かない軽微な違い」等の条件がついている。これを容器入り飲料水と同じ運用にしていただきたい。
規制の現状と 要望理由	規制の現状については要望内容に記載したとおりである。現在、日本国内においては、包装資材の不足が、食料品生産の妨げとなっているが、今尚続く余震や原発問題を考えれば、包装資材の生産拠点復旧には、なお時間を要するものと思われる。食品の表示自体は、商品に近接する場所に、適正に表示すれば、その役割を果たせるものと考えられ、実際に容器入り飲料水では、そのように運用が緩和されているにもかかわらず、大きな問題となっていない。むしろ、その部分を緩和することで、円滑に食料供給が進む事や飲料水同様、海外からの物資も輸入販売しやすい環境が整うものと考える。
制度の所管官庁 及び担当課	消費者庁 食品表示課

3–(3)	製品・原材料輸入に関しての通関・検査手続きの簡素化
要望の視点	3.その他
規制の 根拠法令	関税法、食品衛生法
要望の 具体的内容	震災対応にて急遽対応する製品・原材料や、被災地向け物資(飲料・食料など)の輸入に際する税関・検疫手続きの簡素化を求める。具体的には、過去に輸入実績のある食品・飲料については輸入届書(確認願い)の提出のみでの輸入を可能とする。また、新規の場合についても、事前サンプル取得による社内安全性評価を実物での衛生確認の代替として通関証明用に使用可能とする。
規制の現状と 要望理由	現状においても、被災地向けの援助物資の輸入においては簡易な輸入手続き並びに免税扱いの特認といった大幅な優遇措置が講じられている。しかしながら、直接の被災地向け物資ではないものの、福島原発事故による放射能汚染に伴う一部地域での取水制限によるボトル入り飲料水に対する需要の急増、また、同事故の長期化に伴い、その他の地域でも水道水利用に対する不安等から小売店でのボトル入り飲料水の入手は全般的に困難となっており、これらを背景とした飲料水の輸入量は激増している。この中には、社員安全確保の観点から企業による従業員への配布を目的とした輸入も相当量に及んでいる。さらに、震災時に使用された非常用備蓄物資の補充や積み増しに関する需要も急増しているが、内国産品の応需能力は限定的であることから、企業がそれぞれ自社の海外ネットワークを活用して備蓄食料・飲料の手当てに動いていることから、輸入量が大幅に増加している実態がある。これらの輸入飲料水、食料品は被災地隣接地における切実な生活需要に応えるとともに、将来発生する災害時の対応能力を強化するために必需といえる物資である。しかるに現行法規においては、これらの食料・飲料の輸入においても食品等輸入届書の提出・審査、場合により登録検査機関による検査の実施が義務付けられており、必ずしも迅速な通関態勢が確保されているとは言い難い。叙上の背景をご賢察頂き、規制緩和を早急に実施願いたい。
制度の所管官庁 及び担当課	財務省、厚生労働省